

## 役員退職手当支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下「本協会」という。）定款第30条の規定に基づき、報酬の支給を受ける本協会の常勤役員（役員報酬規程第2条第1項でいう常勤役員。以下同じ。）が退職した場合の退職手当の支給の基準について定めることを目的とする。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、総会の決議により、この規程に基づき、その全額を通貨で、その者（死亡によって退職した場合は、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、常勤役員が退職した日から起算して3月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

### (退職手当の支給制限)

第3条 退職手当は、常勤役員が定款第29条の規定により解任された場合には、支給しない。

2 常勤役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退職した常勤役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

### (退職手当の返納)

第4条 退職した常勤役員に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、会長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(退職手当の算定基準)

第5条 退職手当の額は、常勤役員の在職期間1月につき、退職した日におけるその者の報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額を基準とする。ただし、第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職毎の在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第7条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において、役職を異にする常勤役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第8条 常勤役員が死亡したときは、退職手当は、常勤役員の死亡当時その者と生計をともにしていた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、下記のとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 配偶者がない場合には、支給を受ける者は、子、父母、孫及び祖父母で、常勤役員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は常勤役員の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。
- (3) 前号の規定に該当する者がいない場合においては、子、父母、孫及び祖父母で前号の規定に該当しないもの並びに兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、常勤役員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は常勤役員の死亡当時その者

と生計を一にしていた者を先にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則（平成24年6月21日 総会決議）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成27年6月18日 総会決議）

改定 平成27年6月18日 平成27年6月18日から施行